

アイランドシティ地区新設小学校 通学区域協議会会則

(目的)

第1条 この会則は、アイランドシティ地区における新設小学校の通学区域に関する協議を行うために設置する協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この会の名称は、アイランドシティ地区新設小学校通学区域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(所管事項)

第3条 協議会は、第1条の目的達成のため次の事項を行う。

- (1) 通学区域についての意見集約に関すること。
- (2) 新設小学校の中学校区に関すること。
- (3) 通学区域の調整に係る関係校区との連絡調整に関すること。
- (4) 通学区域の集約後、開校準備委員会（仮称）の設置準備に関すること。

(協議会の構成)

第4条 協議会は別表第1のとおり組織する。

- 2 協議会は、必要があると認めたときは、前項に掲げる委員以外の者を委員として加えることができる。

(役員)

第5条 協議会に委員長1名、副委員長1名置く。

- 2 委員長は会務を統括し、必要に応じて協議会を招集する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、原則公開とする。

- 2 会議の傍聴に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は教育委員会教育環境部通学区域課に置く。

(解散)

第8条 この協議会は、協議会の目的を達成した時点で解散するものとする。

(雑則)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和3年5月30日から施行する。

別表第1 協議会組織

組 織	氏 名	役 職
照葉北校区 自治協議会代表	原田 恒夫	自治協議会 会長
照葉北校区 自治協議会	阿高 京子	自治協議会 副会長
照葉北校区 自治協議会	石内 太一郎	こども・青少年部会 会長
照葉北校区 自治会代表	堺 博正	アイランドタワー自治会 会長
照葉北校区 自治会代表	生田 智志	アイタワー自治会 副会長
照葉北校区 自治会代表	岩本 雅弘	照葉4丁目自治会 会長 照葉北校区自治協議会 副会長
照葉北校区 自治会代表	関屋 洋紀	照葉スマートタウン自治会 会長
照葉北校区 自治会代表	檜林 和宜	照葉オーシャンプレイス東自治会 会長
照葉北校区 自治会代表	朝野 慶一	照葉オーシャンプレイス西自治会 会長
照葉北校区 自治会代表	後藤 良輔	香椎照葉5丁目 代表
照葉北校区 自治会代表	菰田 宗義	照葉6丁目自治会 会長
照葉北小学校 P T A代表	田中 聡陸	照葉北小学校P T A 会長
照葉北小学校 P T A代表	中原 大樹	照葉北小学校P T A 担当副会長
照葉北公民館	相澤 麻美	照葉北公民館 館長
照葉北小学校	池田 昌弘	照葉北小学校 校長
照葉中学校	殿元 裕介	照葉小中学校 校長